

02 マイナンバーカードの健康保険証利用申込みで 健診・薬剤情報をいつでも確認！



せっかくマイナンバーカードを作ったから、行政手続以外でも有効活用できないかな？

マイナンバーカードと健康保険証の情報が連携されていれば、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるだけでなく、医療費が高額になった際、限度額適用認定証がなくても**限度額を超える支払いは免除**されます。
(注)マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局に限ります。(下部参照)



健康保険証としてマイナンバーカードを利用できる事以外に、メリットはあるの？



マイナポータルにてご自身の健診情報・薬剤情報をいつでも確認できるようになります！
また、医療機関においても**ご本人の同意のもと**、これらの情報を閲覧できるようになるため、初めて受診する医療機関でも過去の健診結果等を考慮した治療を受けることができます！

健診の種類(※1)	閲覧可能になるまでの期間	薬剤情報
生活習慣病予防健診	受診月から約2か月後	過去に処方されたお薬情報 (調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など) 令和3年9月以降に診療したもののから閲覧可能となります。
特定健康診査	受診月から約3か月後	
定期健康診断(※2)	事業主から健診結果を提供いただいてから約2か月後	

(※1)40歳以上の方が対象となります。

(※2)事業主等から健診結果が協会けんぽに提供され、特定健康診査の項目が揃っている方に限ります。

マイナンバーカードの健康保険証利用申込み方法

「マイナポータル」へアクセスし、「利用者証明用電子証明書パスワード」を入力後、マイナンバーカードを読み取り、申し込み完了です。



ご注意ください！ 下のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局でのみ利用ができます。



ご受診前に、マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関等であることをご確認ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局は、厚生労働省HPよりご確認ください。



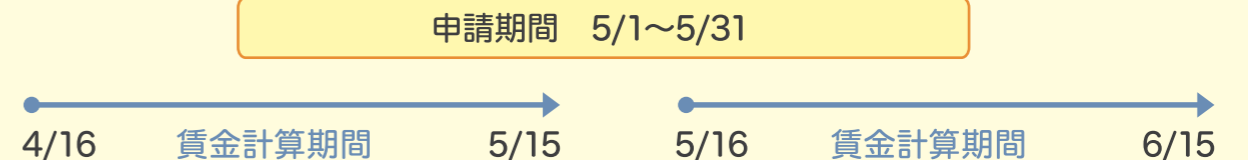
03 傷病手当金支給申請書の提出時の注意点

▼ 傷病手当金申請書の事業主記入ページ(3ページ目)をご記入される際の注意点

例)申請期間:5/1-5/31

賃金計算締日:15日 通勤手当は半年分を4月・10月の給与にて30,000円支給。

✓申請期間を含む賃金計算期間についての勤務状況および賃金支払状況の記入が必要です



この場合は、4/16-5/15の期間と、5/16-6/15の期間について証明いただきますようお願いいたします。

✓複数月分まとめて支給している賃金がある場合、期間と金額について計算欄に記入が必要です

(記入例)

賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。
4月支給の給与にて、
4/16~10/15の通勤手当30,000円を支給。

※申請期間中に賃金支給がある場合は、賃金控除等の計算方法をすべてお書きいただく必要があります。
なお、賃金台帳や出勤簿等の添付は不要です。

▼ 事業主記入ページ以外の箇所でのお問い合わせの多い事例

✓新型コロナウイルス感染症罹患により、医療機関を受診できなかった場合

新型コロナウイルス感染症に罹患し休業した方で、保健所からの自宅待機指示等により、**医療機関を受診できなかった場合は、保健所より発行される**以下の書類①、②いずれかを申請書1~3ページに添付してご提出ください。

①就労制限通知書および就労制限解除通知書(両方とも必要です)

②宿泊(自宅)療養証明書

各自治体により、名称が異なる場合がございます。

療養期間に係る公的証明をもって、4ページ目の医師意見書に代わるものとして審査をいたします。



**記入漏れは
ございませんか？**

2ページ目(被保険者記入欄)の「あなたの仕事の内容」は記入漏れが非常に多い箇所です。初回のみではなく、**申請の都度ご記入が必要**となりますので、ご注意ください。